

参議院議員補欠選挙・再選挙に伴う在外選挙の実施について

(令和3年4月)

参議院議員補欠選挙（長野県選挙区）

参議院議員再選挙（広島県選挙区）

令和3年4月11日

参議院議員補欠選挙・再選挙に伴う在グアテマラ大使館における「在外公館投票」は終了しました。郵便投票など別の投票方法を実施される方は、以下の案内をご覧ください。

◆投票することができる方

○長野県内の市町村の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方

○広島県内の市町の在外選挙人名簿に登録されている在外選挙人証をお持ちの方

※在外選挙人証は申請に基づいて交付されます。申請手続きについて確認するには以下のリンクからご確認ください。なお、当館への申請の場合、交付までに3か月以上を要します。)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

◆選挙の日程

○ 在外公館投票日

2021年4月10日（土）（終了しました。）

○ 日本国内の投票日

2021年4月25日（日）

◆投票方法

「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のうちのいずれかを選択して投票することができます。投票方法の詳細を確認するには、以下のリンクを参考にしてください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote.html>

○在外公館投票

終了しました。

○郵便等投票

※投票方法を以下ご案内しますが、グアテマラでは郵便サービスが停止していますので、郵便等投票はお控えいただくことをおすすめします。

・ご自身が登録している市区町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接、投票用紙等を請求してください。投票用紙の請求は、いつでもできます。請求の際は在外選挙人証を必ず同封してください。請求用紙は、在外選挙人証とともにお配りした「在外投票の手引き」からコピーするか、以下のリンクからダウンロードしてください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/shinseisyo.html>

・投票用紙が送られてきたら、補欠選挙・再選挙の告示日の翌日（4月9日）以降に、投

票用紙に投票する候補者名を記入して、上記選挙管理委員会の委員長へ郵送（国際宅配便送付）してください。

・国内投票日の4月25日（日）の投票所が閉じられる時刻（原則午後8時）までに、投票所に到着するよう、登録先の市区町村選挙管理委員会に送付する必要がありますので、注意してください。

○日本国内における投票

在外選挙期間中に一時帰国する場合や、帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間（転入届提出後3か月間）は、登録先の市区町村選挙管理委員会が指定した投票所等で、在外選挙人証を提示して投票することができます。

詳しくは、登録先の各市区町村選挙管理委員会にお尋ねください。